

# 地域自治区 から 地域自治 へ

～ 今後の地域のあり方 ～



令和5年10月  
石狩市

## ＝説明事項＝

- ① 地域自治区 制度
- ② 地域自治区 制度 が終わると、何が変わるのか
- ③ 地域自治区 制度 終了後の 地域自治
- ④ 諮問内容
- ⑤ 検討スケジュール

順を追ってご説明いたします・・・

# ①地域自治区 制度について

地域自治区とは《法律の規定に基づき 地域自治を行う区域のこと》

平成17年10月1日合併

合併後の地域課題への対応など、  
円滑な合併に資すること

合併特例法 (第23条)

〔地域自治区〕

(名称)

「厚田区」  
「浜益区」

- ・ **地域協議会** を置く (自治法202条の5)
- ・ **支所** を置く (自治法202条の4)
- ・ **住所に自治区の名称**  
を冠する (合併特例法第25条)

# 地域自治区の設置期間は・・・



合併特例債の活用のために  
10年間延長してきましたが・・・

〔設置の目的 ⇒ 円滑な合併に資すること〕

⇒ **目的は既に果たしている**

⇒ 合併協議書に基づき、令和7年度末まで

## ②地域自治区制度が終わると 何が変わるのか

### ●期限を迎える

(合併特例法が根拠のもの)

(1) 地域協議会

(2) 支所

(3) 住所中の自治区  
の名称  
(「厚田区」「浜益区」)

### ●残せる

(他の規定を根拠)

(1) 地域協議会の役割

(2) 支所

(3) 住所中に地域の名称  
(「厚田」「浜益」)

⇒ 自治区の制度が終わると

住所の「区」  
という文字が  
無くなる

### (3) 住所中に地域の名称（「厚田」「浜益」）について

#### 《現在》

石狩市「**厚田区**」**別狩**○番地



石狩市「**浜益区**」**川下**○番地



#### 《自治区終了後》

石狩市「**厚田**」**別狩**○番地

石狩市「**浜益**」**川下**○番地

※ 町名・字名のルールにより「区」という文字は使えませんが、  
⇒ 地域の名称「厚田」「浜益」を使うことはできる！

※ 但し、もともと町名に地域名が入っている場合は・・・

石狩市「**厚田区**」**厚田**○番地



石狩市 **厚田** ○番地

石狩市「**浜益区**」**浜益**○番地



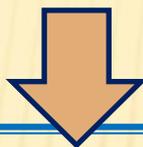
石狩市 **浜益** ○番地

※ 全国の事例でも、地域名を残す自治体が多い！

# ●市の認識！

## ★現在、地域協議会が担っている役割

(1) 「地域の重要事項に関する手続きのルール」



地域の声を行政に届ける仕組み  
⇒ 今後も地域に必要！



(2) 「地域住民と行政をつなぐ窓口」

★厚田支所、浜益支所

# ③地域自治区 制度終了後の地域自治について

## 地域自治区

### 【合併特例法】

地域協議会の設置

支所の設置

住所に自治区名を冠する

合併時に設置できる

期間あり

旧市町村の単位で任意に設置

### 【地方自治法】

地域協議会の設置

支所の設置

住所に自治区名を冠しない

合併時以外にも設置できる

期間任意

市町村全域に設置 (※)

制度としてはありますが・・・

(※) ⇒ 市全域への自治区設置は、  
市の進める自治の方向には沿いません

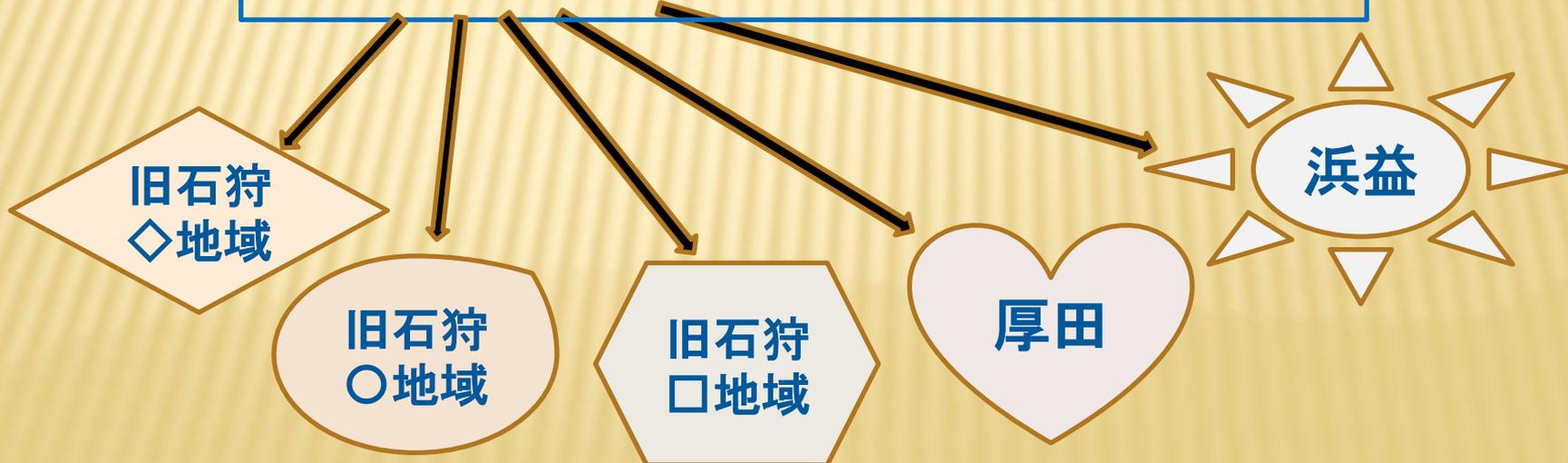
市の考える地域自治とは・・・

「それぞれの地域に合った、持続可能な地域自治」

- 👉 地域の、**人口**や**年齢構成**、**生活環境**がそれぞれ違う
- 👉 地域が、**抱える課題**や、**地域の取組**にも違いがある
- 👉 地域で「**できること**」、「**できないこと**」も違う！



“自治のかたち”はそれぞれ違う！



市の考える地域自治とは・・・

「それぞれの地域に合った、持続可能な地域自治」

市民参加条例

審議会制度

情報公開条例

市民の声を活かす条例

「石狩市自治基本条例」による、  
“市民主体のまちづくり”の中で築いていく！

市民の皆様の、ご協力をお願いいたします。

# ④ 「諮問内容」 について

## 諮問 1

地域協議会が担ってきた（地域自治の）機能（役割）のうち、  
今後も地域のために必要な機能（役割）について

地域協議会が担ってきたもの

義務1

義務2

役割A

役割B

権限①

権限②

残したいもの

答申

役割A

権限①

これだけ  
残したい！

他は、これからは  
必要ない！

## 諮問 2

これまで地域自治区の事務所として設置してきた支所の機能（役割）のうち、今後も地域のために必要な機能（役割）について

そもそも「支所」は  
残してほしい！

各種手続きの  
相談がしたい！

災害時が心配！

住民、戸籍など証明書の  
申請窓口は必要！

色々な思い

地域にあってほしい  
支所の体制

答申

◇◇ の体制

△△ の窓口

〇〇 の窓口

### 諮問 3

今後の住所表示について

答申

地域の名称を  
残したい

残さない

石狩市「**厚田**」別狩○番地  
石狩市「**浜益**」川下○番地

石狩市 **別狩**○番地  
石狩市 **川下**○番地

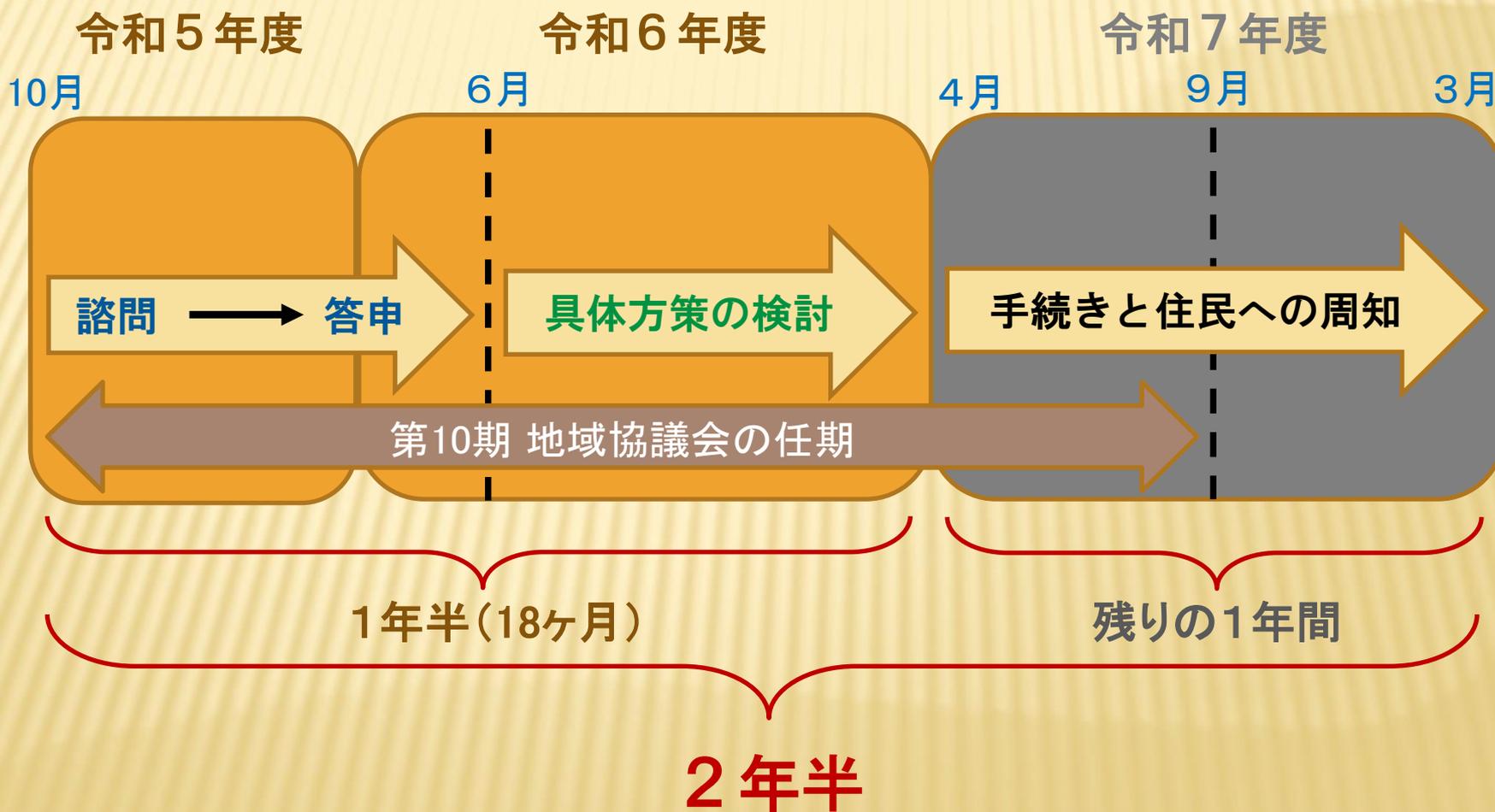
※ どちらにしても

石狩市「**厚田区**」**厚田**○番地  
石狩市「**浜益区**」**浜益**○番地

石狩市 **厚田**○番地  
石狩市 **浜益**○番地

# ⑤ 「検討スケジュール」について

— 地域自治区設置期間終了まであと2年半 —



**ご清聴ありがとうございました**

---